



HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信

2014年 新春号

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail info@takadakaikei.co.jp



所長ご挨拶

新年を迎え本格的な寒さが感じられる時候となって参りました。
旧年中は格別のご高配を賜りありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

1月は新たな物事が始まる月であり、1年間の計画をしっかりと
立て、その目標に向かってスタートダッシュを切る大切な月です。
心新たに歩んでまいりましょう。

さて、昨年は第62回神宮式年遷宮遷御の儀が伊勢の神宮では
内宮（10月2日）外宮（10月5日）において執り行われました。
20年に一度の式年遷宮は8年の準備をかけお宮を作り上げ、古い御殿より新しい御殿に神様
にお遷りいただき、これが一番の核心でこの浄間の中の祭典が遷御です。
今回の遷御は無事に幕を閉じましたが、これは祭りの終わりではなく第63回神宮式年遷宮への新
たな始まりです。



—常若の精神を継承し新たなスタートを！—

（いつも若々しいこと、いつまでも若いさま）国語辞典 常若（とこわか）

神宮は、常に古くて新しい常若式遷宮という伝統を守り続ける人たちのたゆまぬ努力の成果とし
て、飛鳥時代（7世紀末）より式年遷宮制度が今も毎日のお祭りとして1300年存在し続けて
います。

20年ごとの式年遷宮では神殿を単に修理するのではなく、すっかり新たに作り替えられ殿内に
納める神宝や御装束も全く新しくします。

全て作り替えることにより、人から人への技術伝承が出来、さらにその営みを通して大神様への
信仰を親から子、子から孫へと伝えていくことにより深い意味があります。

『旧にして新』

20年ごとに神殿が悠久の姿でよみがえる・・・

まさに、事業承継の知恵として考えてみたいものです。

高田総合会計事務所

所長 高田 収

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



タカダくん あきんどくん

今回のテーマ：扶養控除・配偶者控除

タカダ： あきんどくん、今年もよろしく。12月は忙しかったんじゃない？

あきんど： そうなんだよ。うちの店で働くパートさんがこぞって年間収入の調整の為に休んじゃったもんだから、人手が足りなくて大変だったんだよ。

タカダ： 主婦の皆さんは旦那さんの扶養からはずれないようにしたいって思うからね。

あきんど： みんな103万円までしか働けないって言ってたけど、どういうことなの？

タカダ： 税務上では所得税・住民税の計算上、14種類の所得控除があるんだけど、その中に配偶者控除や扶養控除があるんだよ。で、この控除の対象となる扶養親族となるには、その扶養親族の合計所得金額が38万円以下であることっていう要件があるんだ。

あきんど： 合計所得金額って？

タカダ： 「収入 - 必要経費 = 所得」 っていう算式で計算するんだけど、サラリーマンやパートさんのように給与収入のみの方は「収入」が給与の額面総額で「必要経費」は給与所得控除っていう収入金額に応じて法定で決まっている概算経費のことなんだ。この給与所得控除の最低額が65万円となっているので、所得を38万円以下にするためには収入を103万円以下に抑えないといけないことになるね。

あきんど： じゃあ103万円を少しでも超えるとだめなんだね。

タカダ： 扶養控除についてはそうなんだけど、配偶者の場合は配偶者控除とは別に、配偶者特別控除っていう控除があるから収入が103万円を超えても141万円未満なら段階的に控除額は少なくなるけど、控除を受けられるようになっているんだよ。

あきんど： そうなのかあ。うちのパートさんにも教えてあげよっ。他に注意することはない？

タカダ： さっき、所得38万円以下が扶養親族の要件っていったけど、他にも要件があって、納税者と生計を一にしていることっていうのがあるので、たとえば戸籍上の配偶者や子であっても別生計だと扶養しているとはみなされないね。

あきんど： 「生計を一にする」って、どういう状況のことなの？

タカダ： 消費生活上、いわゆる家計を一つにしているかどうかってことなので、例えばひとつ屋根の下に暮らしていても、二世帯で明らかに互いに独立して生活しているような場合は各世帯の生計は別ってことになるし、逆に別々に暮らしていても、親元を離れて下宿していて親からの仕送りで子供が生活しているようなケースは同一生計と捉えて問題ないよ。

あきんど： そうなんだね。ところで扶養親族って、奥さんや子供だけなの？

タカダ： いや、そうじゃないんだよ。これも範囲が決まっていて「6親等内の血族、もしくは3親等内の姻族」と定められているから、同一生計であれば結構広い範囲の親戚も認められているんだよ。だから、例えば両親と子供の3大家族があれば、一般的にはお母さんはお父さんの扶養扱いにされることが多いけど、子供の方がたくさん稼いでいる場合なんかはお母さんは子供の扶養親族という扱いにした方が一家としての税額は少なくなったりするから、誰の扶養に入るかはその都度判断したほうが得策だよ。

あきんど： でも、しょっちゅう扶養家族を変えると社会保険の手続きが面倒だよ。

タカダ： ご安心を。今のところ税務上で扶養親族にしているからといって、社会保険でも被扶養者にしなればいけないってことはないのよ。税務上は子供の扶養に入って、社会保険は旦那さんの被扶養者になるってこともできるから、それぞれで有利になる選択をすればいいんだよ。

消費税率引上げ対策のポイント

1. 収益を確保するための策を考えましょう！

消費税率の引上げ分を価格に転嫁する必要があります。価格転嫁が出来ないと、売上や利益の減少に直結します。

税率5%の場合

売上額 (税込)	20,000円
売上額 (税抜)	19,047円
消費税額	953円

税率8%になっても販売価格を据置いた場合

売上額 (税込)	価格据置 20,000円
売上額 (税抜)	18,518円
消費税額	1,482円

税抜の売上額が
529円も減少!

また、消費税率の引上げと同時に商品・サービスの価格自体の見直しをされることもありますが、価格の見直しにおいては、「利益の大きい商品は何か?」「値上げしても需要はあるか?」「競合他社の動向は?」といった観点からメリハリをつけて行いましょう。

2. 納税資金と資金繰りに注意しましょう！

消費税率が引上げられると、利益は変わらない場合でも納税額の増加や仕入、諸経費に係る資金の増加を招きます。消費税率引上げに備え、万全の資金繰り対策が必要です。金融機関の「納税準備預金」や「任意の中間申告制度」を活用して、計画的に納税資金を確保しましょう。

(売上1,000、仕入800の場合)

5%			8%		
	税込	うち消費税		税込	うち消費税
売上	1,050	50	売上	1,080	80
仕入	840	40	仕入	864	64
	210	10		216	16

仕入額が増加!
納税額が1.6倍に!

●納税準備預金とは

納税準備預金は、個人や法人が利用できる国税や地方税の納税用の資金を預け入れる預金です。実際の商品のサービスの内容・取扱いは、金融機関にお問い合わせください。

〈主な特徴〉

- ・納税の目的のための引出しであれば、受取利息が非課税扱い
- ・金利は変動金利で、満期はなし
- ・預け入れは1円以上1円単位 等

●任意の中間申告制度とは

直前の課税期間の消費税額が60万円以下^(※)の事業者が、一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出および納付をすることができる制度です。

個人事業者の場合は平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

直前の課税期間の消費税額 ^(※)	中間申告
60万円超	申告義務あり
60万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

(※地方消費税含む)

3. 税率引上げ後は新旧税率が混在します。経理処理に注意しましょう！

適用税率の原則的な考え方：消費税率引上げ日（施行日）以後に商品の引渡しや役務（サービス）の提供等が行われた場合には、新税率が適用されます。

経過措置に注意！

特定の取引については、施行日以後も旧税率が適用される経過措置が定められています。

例) 工事請負等の場合、経過措置の「指定日」より前に契約を締結していれば、施行日以後に引渡しを行っても旧税率が適用されます。経過措置は取引ごとに要件が異なりますので、ご不明な点は担当者にお尋ねください。

新春企画！所員が詠む今年の一旬

しんせつに

踏み出す一歩
勇気いる

山岸 良章



と うき五輪

ワールドカップで

寝不足に

進藤 力也



こ としこそ

良縁あれよと

父母嘆く

風間 理恵



ろく年目

初心忘れず

頑張るぞ！

佐々木 麻由



よ ろこびは

お客様の

「ありがとう」

夫里 仁志



も うぎやうの

ごとく仕事に

取り組むぞ！

高田 直浩



く なん有り

その行き先に

未来あり

森山 一



し あわせは

感謝の心で

育ちます

源 忠



皆様のご活躍ご発展を
お祈りします

